

地方分権一括法等に係る福祉施設等の基準検討委員会設置要項

(名称)

第1 この委員会は、「地方分権一括法等に係る福祉施設等の基準検討委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

(目的)

第2 地方分権一括法等の成立により、都道府県条例で福祉施設等の基準を規定することとなったことに伴い、地域の実情に応じた基準の検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3 委員会は、委員 35 名以内で構成する。

2 委員会の委員は、学識者、関係団体から推薦のあった者及びその他適当と思われる者とする。

(座長)

第4 委員会に座長を 1 名、副座長を若干名置く。

2 座長は委員が互選し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、会務を総括する。

4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(検討事項)

第5 委員会は、地方分権一括法等に係る福祉施設等の基準条例の制定等を図るため、必要な事項について検討する。

(会議)

第6 委員会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7 委員会に、特定の事項に関して専門的な検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、京都府健康福祉部において処理する。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要項は、平成23年11月2日から施行する。